

# 兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第21号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 規 則

○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（地域産業立地課）… 1

## 公布された法令のあらまし

### ◎工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第9号）

工業技術センターの機械器具の新規購入に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。

## 規 則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第9号

#### 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3 繊維機械の款<sup>より</sup>燃糸機の項の次に次のように加える。

意匠 <sup>より</sup> 燃糸機	1時間につき	750円
----------------------	--------	------

別表第3 試験機械の款高周波プラズマ発光分光分析装置の項中「3,700円」を「7,900円」に改め、同款試験用中型ドラムの項を削る。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。